

市第45号議案

横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の一部改正

横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の一部を改正する条例

横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（平成16年10月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「郵便局又は」を削る。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。